

# 兵庫県公報

令和3年3月31日 水曜日 第13号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

### 規 則

- 兵庫県税条例施行規則及び産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）…………… 1

## 公布された法令のあらまし

### ●兵庫県税条例施行規則及び産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第16号）

地方税法施行規則の一部改正により、法人県民税、法人事業税等に係る確定申告書等の様式が見直されることを踏まえ、小売電気事業等の電気供給業を行う法人が使用する法人県民税、法人事業税及び特別法人事業税の納付及び減額通知書の様式を新設する等規定の整備を行うこととした。

## 規 則

兵庫県税条例施行規則及び産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第16号

#### 兵庫県税条例施行規則及び産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（兵庫県税条例施行規則の一部改正）

第1条 兵庫県税条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第78号）の一部を次のように改正する。

第16条の表中

「

法人県民税及び法人事業税の納付及び減額通知書	様式第24号
------------------------	--------

」

を

「

法人県民税及び法人事業税の納付及び減額通知書（条例第33条第1項第3号に掲げる事業を行わない法人用）	様式第24号
法人県民税及び法人事業税の納付及び減額通知書（条例第33条第1項第3号に掲げる事業を行う法人用）	様式第24号の2

」

に改める。

第32条の18第5項中「書類に」を「書類を」に、「署名する」を「確認する」に改める。

附則第9項の見出し及び同項中「附則第21条の8第8項」を「附則第21条の8第7項」に、同項第2号中「から第7項」を「から第6項」に、「附則第12条の2の13第4項第3号、第5項第3号」を「附則第12条の2の13第4項に規定するトラック、同条第5項第3号」に改め、「並びに第6項第3号」を削り、「同条第7項」を「同条第6項」に改める。

様式第24号の次に次の1様式を加える。

様式第24号の2 (第16条関係)

法人県民税の納付  
法人事業税の  
特別法人事業税の減額  
通知書

所在地

法人名

様

年 月 日

兵庫県 県民局長 印  
( 県税事務所)

県民税については地方税法第55条の規定により、事業税(加算金)については地方税法第72条の39、第72条の41、第72条の41の2、第72条の46又は第72条の47の規定により、特別法人事業税(加算金)については特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条及び第13条の規定により更正又は決定をしましたので通知します。

なお、不足金額は、指定納期限までに納付してください。

(法人事業税)

(特別法人事業税)

Table with columns for management number, fiscal year, reporting period, and tax amounts. It includes sections for '法人事業税及び特別法人事業税' and '法人県民税', with detailed breakdowns of income, value-added, and capital taxes, and their respective abatements and adjustments.

御注意

- 1 不足税額を納付されるときは、法定納期限の翌日から指定納期限までの期間又は当該指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超えるときは、年7.3パーセントの割合）、その期間経過後は、その日数に応じ、年14.6パーセントの割合（延滞金特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、当該延滞金特例基準割合に7.3パーセントの割合を加算した割合）を乗じて計算した延滞金額を加算して納付してください。
- 2 上記の指定納期限までに納付されないために督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。
- 3 この更正又は決定の処分について不服があるときは、この通知書を受け取られた日の翌日から起算して3月以内に、兵庫県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通作成し、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

この更正又は決定の処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に係る裁決書を受け取られた日の翌日から起算して6月以内に、兵庫県を被告として提起することができます。

なお、この更正又は決定の処分の取消しの訴えは、地方税法第19条の12の規定により、上記の審査請求に係る裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第36号4ページの部御注意2及び様式第37号裏の部御注意中「210平方メートル」を「180平方メートル」に改める。

（産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則（平成14年兵庫県規則第57号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

所得割	年 万円以下の金額	円		円	円	円	円
	年 万円を超え						
	年 万円以下の金額						
	年 万円を超える金額又は軽減税率不適用法人の金額						
	計						
付加価値割	付加価値額						
資本割	資本金等の額						
収入割	収入金額						
合計事業税額							
既に納付の確定した当期分の事業税額							

」

を

「

兵庫県 税条例 第33条 第1項 第1号 に掲げ る事業	所得割	年 万円以下 の金額	円		円	円	円	円
		年 万円を超 え年 万円以 下の金額						
		年 万円を超 える金額又は軽 減税率不適用法 人の金額						
		計						
兵庫県 税条例 第33条 第1項 第2号 に掲げ る事業	付加価 値割	付加価値額						
	資本割	資本金等の額						
兵庫県 税条例 第33条 第1項 第2号 に掲げ る事業	収入割	収入金額						
兵庫県 税条例 第33条 第1項 第3号 に掲げ る事業	所得割	所得金額						
	付加価 値割	付加価値額						
	資本割	資本金等の額						
	収入割	収入金額						
合計事業税額								
既に納付の確定した当期分の 事業税額								

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の兵庫県税条例施行規則（次項において「改正後の県税規則」という。）様式第36号及び様式第37号の規定は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

3 改正後の県税規則様式第36号及び様式第37号の規定による申告書については、この規則の施行の際現に残存する第1条の規定による改正前の兵庫県税条例施行規則様式第36号及び様式第37号の規定（以下この項において「旧様式」という。）による用紙に限り、旧様式によることができる。